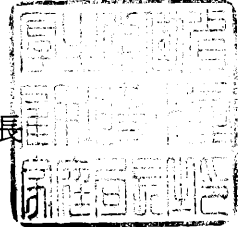


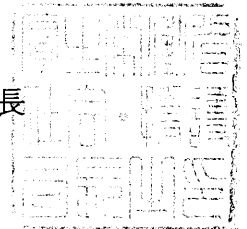
平成 21 年 6 月 1 日
雇児発第 0601003 号
社援発第 0601004 号
老 発 第 0601002 号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

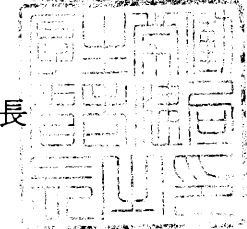
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用
及び指導について」の一部改正について

標記については、平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老
発第 0312001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通
知により行われているところであるが、今般、標記通知の一部を別添新旧対照表のと
おり改正することとし、平成 21 年 4 月 1 日より適用することとしたので了知の上、管内関
係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3
項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当
たり、よるべき基準として発出するものであることを申し添える。